

## 福祉課関係

### 4 障害者手当 町

#### 支給対象者

- ①身体障害者手帳1級および2級の人
- ②身体障害者手帳3級の人
- ③身体障害者手帳4級の人
- ④身体障害者手帳5級および6級の人
- ⑤IQ 35以下の人
- ⑥IQ 36以上50以下の人
- ⑦IQ 51以上75以下の人
- ⑧身体障害者手帳3級かつIQ 50以下の人
- ⑨精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ⑩精神障害者保健福祉手帳2級の人
- ⑪精神障害者保健福祉手帳3級の人

#### 手当額(月額)

- ①⑤⑧⑨ 5,800円
- ②⑥⑩ 4,600円
- ③⑪ 2,300円
- ④⑦ 1,800円

支給月 3月、9月

### 5 障害児福祉手当 国 県

#### 支給対象者

- 国 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい者(障がいを事由とした年金受給者および施設入所者を除く)  
①身体障害1級(2級の一部を含む)程度の障がいを有する人  
②IQ 20以下の人  
③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介護が必要な人

県 ③特別障害者手当と同じ

手当額(月額) 国①②③ 14,650円  
県① 6,900円 ② 1,150円

支給月 2月、5月、8月、11月

### 6 経過的福祉手当 国 県

#### 支給対象者

- 国 次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者(施設入所者を除く)で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人  
①身体障害1級(2級の一部を含む)程度の障がいを有する人  
②IQ 20以下の人  
③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介護が必要な人

県 ③特別障害者手当と同じ

手当額(月額) 国①②③ 14,650円  
県① 6,900円 ② 1,150円

支給月 2月、5月、8月、11月



### 1 特別児童扶養手当 国

#### 支給対象者

- 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を監護・養育している人  
①IQ 35以下程度若しくは身体障害1～2級程度、または同程度の障がい若しくは病状を有する人  
②IQ 50以下程度若しくは身体障害3級(4級の一部を含む)程度、または同程度の障がいもしくは病状を有する人

#### 手当額(月額)

児童1人につき ① 51,700円 ② 34,430円

支給月 4月、8月、11月

### 2 在宅重度障害者手当 県

#### 支給対象者

- 次のいずれかに該当する在宅の障がい者  
※特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、および施設入所者を除く  
①身体障害1～2級でIQ 35以下の人  
②身体障害1～2級の人、IQ 35以下の人、または身体障害3級の障がいを有し、IQ 50以下の人  
(65歳以上で新たに障がい者となった人は除きます)

#### 手当額(月額)

① 15,500円 ② 6,750円

支給月 4月、8月、12月

### 3 特別障害者手当 国 県

#### 支給対象者

- 次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者(施設入所者および長期(3ヶ月以上)入院者を除く)  
①身体障害1～2級程度の障がいを重複して有する人  
②身体障害1～2級程度の障がいを有する人で、IQ 20以下の人、または常時介護が必要な精神障がいを有する人  
③身体障害1～2級程度の障がいを有する人、またはIQ 20以下の人、若しくは常時介護が必要な精神障がいを有する人で、他に身体障害3級相当の障がいを2つ以上有する人  
④身体障害1～2級程度の障がいを有する人、またはIQ 20以下の人、若しくはこれと同程度の障がい、または病状を有する人で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な人

国の手当を受給している人に加算して支給されます  
①身体障害1級、または2級の障がいを有し、IQ 35以下の人  
②身体障害1級、または2級の障がいを有する人、またはIQ 35以下の人

#### 手当額(月額)

①②③④とも 26,940円

県① 6,850円 ② 1,050円

支給月 2月、5月、8月、11月

# 各種福祉手当を紹介します



問合せ 役場子育て支援課・福祉課

## 子育て支援課関係

### 3 遺児手当 県 町

#### 支給対象者

- 県 愛知県内に住所があり、次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童を監護・養育している人

町 武豊町内に住所があり、次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童を監護・養育している人

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童(ひとり親)
- ⑧父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

#### 手当額(月額)

県 児童1人につき

支給開始1～3年目 4,350円

支給開始4～5年目 2,175円

支給開始6年目～ 支給対象外

町 児童1人につき 3,600円

支給月 県 4月、8月、12月

町 3月、9月



国…国の手当 県…県の手当 町…町の手当

※国・県の手当は所得・併給制限があります

### 1 児童手当 国

#### 支給対象者

中学校修了前の児童を養育している父・母等

#### 手当額(月額)

3歳未満	15,000円
小学校修了前(第1・2子)	10,000円
(第3子以降)	15,000円
中学校修了前	10,000円

※所得制限を超えた人は、特例給付として児童

1人につき、一律5,000円を給付します

支給月 2月、6月、10月

### 2 児童扶養手当 国

#### 支給対象者

次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を監護している母、監護しつつ生計を同じくしている父または養育している人

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかではない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童(ひとり親)
- ⑧父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑨その他、①～⑧に該当するか明らかでない児童

#### 手当額(月額)

児童1人目  
全部支給 42,500円  
一部支給 42,490円～10,030円

児童2人目の加算額  
全部支給 10,040円加算  
一部支給 10,030円～5,020円加算

児童3人目以降の加算額  
全部支給 6,020円加算  
一部支給 6,010円～3,010円加算

※一部支給は所得に応じて決定されます

支給月 4月、8月、12月